

高齢労働者が安心して安全に働くことができる職場へ

中部土木株式会社 難波社長 と 伊藤局長 が対談

高齢者が活躍できる環境整備を図るため、令和3年4月から65歳までの雇用確保措置義務と併せて、70歳までの就業機会の確保が努力義務となります。一方、高齢労働者の労働災害が急増しています。

こうした状況の中、高齢労働者の就業機会確保と安全衛生確保に先進的な取り組みをしている中部土木株式会社に愛知労働局の伊藤正史局長が訪問し、難波陽一社長と対談を行いました。

中部土木株式会社では、創業当時から65歳定年制を採用しており、高齢者が働くメリットや人手不足への課題、高齢労働者の特徴を考慮した働きやすい職場環境の実現、健康づくりへの取り組みなど多岐にわたり対談が行われました。

